

男女平等推進センターの現状及び課題と今後の方向性について（12月17日案）

1 概要

「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えるため、これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行い、機能充実を図る。（武蔵野市第五次男女平等推進計画 p. 64 より）

検討は庁内を中心に進め、審議会の意見も伺いながら、令和7年度末をめどに結果を報告書にまとめる。

なお、内閣府は令和6年10月に「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討に関する提言」（以下「国ガイドラインWG提言」という。）を取りまとめており、本市の検討にあたっても適宜参考とする。

2 項目ごとの現状及び課題と今後の方向性

（1）施設の目的・役割

【現状・課題】

- ・市の男女平等推進の拠点として、相談や講座をはじめ様々な事業を行ってきた。
- ・講座等の事業は市民との連携・協働により推進してきた。
- ・利用者が一部の層に限られ、利用者数も少ない。
- ・家族構成や社会状況の変化により、どのような利用者が、どのような目的で利用する施設であるべきか再確認する必要がある。

【今後の方向性】

- ・多様な関係者と連携・協働し、広く地域住民に開かれた存在とする。
- ・広く男女平等の推進に係る啓発、情報提供、市民団体支援、相談等を行なう。
- ・市民が訪れやすい環境を整備する。

～国ガイドラインWG提言～

*男女共同参画センターの役割

- 広く地域の関係機関・団体とネットワークを築きながら、広報啓発や講座、研修、相談対応等の事業をよりきめ細かな形で展開することで、地域において男女共同参画社会を実現すること。

*男女共同参画センターの利用促進のための取組

- これまで利用者が一部の層（女性、高齢者等）に固定化している等の課題があるため、男性や若年層の利用を進める。

(2) 事業

【現状・課題】

① 学習、研修、啓発

- ・男女共同参画フォーラム等、様々な切口で講座を実施している。
- ・男女平等に関心の薄い層への啓発が十分でない。
- ・男女平等について体系的に学ぶ機会の提供が十分でない。

② 情報収集、提供

- ・男女平等推進情報誌「まなこ」を 123 号まで、市民参加により発行している。
- ・「まなこ」の編集に要する負担が大きい。
- ・まなこの読者の拡大、より広い読者意見の収集も必要である。
- ・情報コーナーの図書の利用が少ない。

③ 市民及び団体の交流、活動支援

- ・団体活動補助金や会議室使用料の減免、優先利用等、団体の活動に必要な支援を行ってきた。
- ・団体活動補助金を利用する団体が減少している。

④ 市民相談及び社会参加促進

- ・女性総合相談、女性法律相談、むさしのにじいろ相談等さまざまな相談に対応できるよう体制を整えてきた。
- ・多様な曜日、時間帯に相談が受けられるよう、利用者に配慮した相談体制をとっている。
- ・一層利用しやすい相談窓口とするためには、相談が予約制であることや、相談ができる時間が少ないと等について、改善の余地がある。
- ・男性のための相談を実施していない。
- ・社会参加促進の取組が少ない。

⑤ その他

- ・同性同士、異性同士にかかわらず利用できるパートナーシップ制度を導入し、一定の利用がある。
- ・さらにパートナーシップ制度の理解・利用促進が必要である。

【今後の方向性】

① 学習、研修、啓発

- ・啓発の目的に合わせた柔軟で多様な講座等を実施する。

- ・出前講座など出張事業を拡充し、より広く啓発を行う。
- ・市民会館内にあることを活かした事業展開を行う。(市民会館施設の活用、市民会館や子育てひろばとの連携等)

② 情報収集、提供

- ・より効果的かつ効率的な方法による情報提供を検討する。
- ・情報コーナーのレイアウトの工夫や、図書館との連携、図書の検索性の向上等により図書の利用促進を図る。
- ・男女平等に関する市民の活動の記録など本市にしかない資料の保管を適切に行う。**

③ 市民及び団体の交流、活動支援

- ・団体のニーズに合わせた支援を行うことで、団体活動を活性化する。

④ 市民相談及び社会参加促進

- ・女性のための総合相談窓口として、より利用しやすいものとするため、電話で、予約なく、匿名で相談できる体制や、相談ができる時間の拡大を検討する。
- ・福祉的な相談支援が必要なケースは他機関につなぐなど、状況に応じた適切な対応を行う。
- ・オンライン相談について、試行を経て本格導入を目指す。
- ・男性のための相談を実施する。
- ・相談室を、他課の相談のサテライトの場としての利用に供する。

・様々な対象者を想定した居場所事業等、社会参加や課題発見の契機となるような事業を実施する。

⑤ その他

- ・パートナーシップ制度の利便性の向上を図る。
- ・広報がより伝わりやすいものとなるよう媒体やデザイン等を工夫する。**

～国ガイドライン WG 提言～

- *男女共同参画に関する図書等の情報収集・整理、提供
 - 公立図書館との連携や図書・資料のデジタル化による図書の提供方法の工夫
- *相談対応
 - 女性のみならず、男性を対象とした相談体制の確保
- *住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修
 - センターの存在や役割のほか、男女共同参画という考え方を分かりやすく発信
 - 出前講座等を通じた、企業や学校、地域コミュニティ（自治会、消防団等）との日常的なつながりづくりによる活動の裾野の拡大

(3) 施設

【現状・課題】

① 会議室

- ・会議室の利用申請の期間が短く、利用団体にとって使いにくい。
- ・Wifi 環境が脆弱である。

② 相談室

- ・防音になっていない。
- ・オンライン相談に対応できる環境がない。

③ 交流コーナー・情報コーナー

- ・情報コーナーは閉鎖的で入りにくい。
- ・両コーナーとも利用が少ない。

【今後の方向性】

① 会議室

- ・利用者のニーズを踏まえ、適切な利用申請期間について検討する。
- ・Wifi 環境を強化する。
- ・空き状況の確認や予約等の利便性向上のため、施設予約システムの導入を検討する。
- ・会議室利用者へのプロジェクトの貸出や、壁面へのピクチャーレールの敷設など、会議室の利便性向上を図る。

② 相談室

- ・部屋の防音化及び、オンライン相談に対応できる環境を整備する。

③ 交流コーナー・情報コーナー

- ・交流コーナーと情報コーナーを一体化させ、開放的なレイアウトにすることで、図書の利用促進と交流コーナーの活性化を図る。

・男女平等推進センターの利用者だけでなく、建物に来館したすべての利用者が快適に過ごせるよう、随時運用の工夫を行なう。

～国ガイドライン WG 提言～

*男女共同参画センター設置に当たっての留意点

- 相談対応を実施する際には、相談内容や個人情報が第三者に漏洩しないようプライバシーの保護に留意する必要があるため、来訪による相談の場合は個室で対応する等、相談者が安心して相談できる環境を整えること。
- 図書機能を設ける際に、男女共同参画に関する図書や資料を分類ごとに整理・配列することや、利用者のための閲覧スペースを確保すること。

(4) 運営体制

【現状・課題】

- ・センター運営に必要な能力を持った人材の獲得や育成を強化する必要がある。
- ・夜間や土日祝日には来館者が極端に少ない場合があるが、施設管理上職員を配置する必要があり、限られた人的資源を最適に配置するという観点で課題がある。

【今後の方向性】

- ・今後の事業を実施するために適切な職員体制を整備する。
- ・職員に求める能力を明確化し、専門機関の研修プログラム等を活用して育成を図る。
- ・閉館時間を見直し、業務量の多い時間に職員を厚く配置する。**なお、開館時間外でも必要に応じて事業を実施する。**

～国ガイドライン WG 提言～

*センター職員に求められる能力

▫調整力、課題発見力、企画立案・実践力、デジタルリテラシー、専門的な知識